

西蒲田橋二丁目一 ス

2019年11月18日㈯

西蒲区巻甲2573-5

TEL 0256・72・3372

FAX 0256・72・3321

消費税10%学習会開く

インボイス制度の撤回を要求しよう

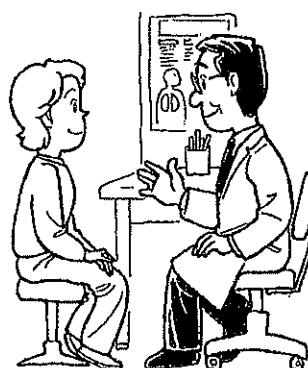
このかど健康を守る会 学習会の内

11月11日(月) 消費税増税の学習会が行われ、10数人の役員・会員が参加しました。講師の青木新商連事務局長は、

- ①消費税10%導入から一ヶ月経過し、8%、10%区分で混乱が起きている。
- ②来年の確定申告は、売上10%でも、経費の福利厚生費や交際費で8%があり区分経理が必要だ。
- ③2023年10月(4年後)からインボイス制度(適格請求書)が導入され、免税業者でも課税業者にされる恐れがある。と報告しました。

【質問・討論】

- 10月分の売り上げは、8%で今月からやつと10%の請求にしたが、10月分はどうなるか?(建築板金) : 10%で業者が負担。
- イチジクの料金は、一パック税込み350円から400円に上げたが、米の売り上げは8%だ。運賃や資材費などは10%なので利益が減る。
- 一人親方の大工などはどうなるのか?外注費になるので元請けから課税業者によるよう求められるのでは?売上一千万円以下でも税務署に届ける可能性が大きい。
- マイナンバー等との関係は?
- 政府はキャッシュレス5%還元を宣伝しているが、購入履歴が将来マイナンバーと連動される恐れがある。
- 参加者は、「インボイス制度導入されたら商売はやつていかれない」「政権を変えてインボイス制度の廃止を求めるよ」と話し合いました。

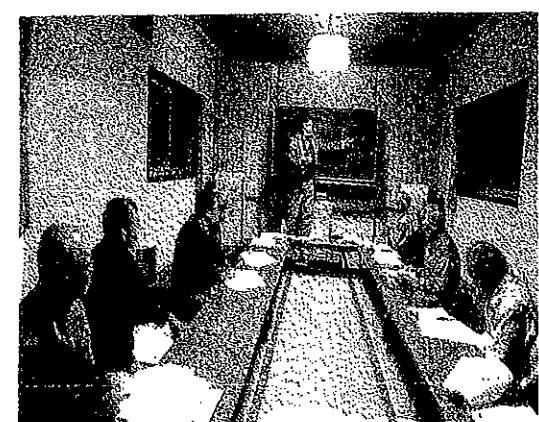


大腸がん検診のお知らせ

大腸がんは、早期発見、早期治療でリスクが大幅に少なくなります。民商共済加入者は無料です。是非検診を受けましょう

○12月9日(月)午前中回収

○希望者に容器を配布します。
民商役員か事務所に連絡ください。



インボイス制度は
廃止を!